

保育料について

◎3～5歳の全ての子どもたちの保育料が無償となります。但し、実費徴収費用（食材料費、行事費など）は、保護者の負担となります。

◎0～2歳は、住民税非課税世帯の子どもたちの保育料が無償となります。

◆教育標準時間認定（1号認定）を受けた子どもの利用者負担（月額）

- ・町民税非課税世帯→主食費550円
- ・町民税所得割課税額（77,100円以下）→主食費550円
- ・町民税所得割課税額（77,101円以上）→3,270円（主食費550円 副食費2,720円）

◆保育認定（2号認定）を受けた満3歳以上の子どもの利用者負担（月額）

- ・町民税非課税世帯、町民税所得割課税額（77,101円未満）まで→主食費550円
- ・町民税所得割課税額（77,101円以上）→4,770円（主食費550円 副食費4,220円）

◆保育認定（3号認定）を受けた満3歳未満の子どもの利用者負担（月額）

【保育認定（3号認定）】

階層区分	利用者負担額	
	保育標準時間	保育短時間 (1日8時間まで)
第1	生活保護世帯	0円
第2	町民税非課税世帯	第1子 0円
		第2子 0円
		要保等世帯 0円
第3	町民税所得割課税額 48,600円未満	第1子 12,000円
		第2子 0円
		要保等1子 5,500円
		要保等2子 0円
第4	48,600円以上 57,700円未満 要保77,101円未満 97,000円未満	第1子 18,000円
		第2子 0円
		要保等1子 6,000円
		要保等2子 0円
第5	97,000円以上 133,000円未満 133,000円以上 169,000円未満	第1子 25,000円
		第2子 0円
		第1子 29,000円
		第2子 0円
第6	169,000円以上 213,000円未満 213,000円以上 257,000円未満	33,000円
		37,000円
		41,000円
第7	301,000円以上 333,000円未満 365,000円未満 365,000円以上 397,000円未満	45,000円
		49,000円
		53,000円
第8	397,000円以上	62,000円

①時間外保育料（延長保育料）

※ 保護者の就労等の理由で保育時間を超えて保育をした場合1時間あたり200円を徴収します。

区分	単位	保育料
保育認定（2号・3号） を受けた子ども	1時間	200円

②一時保育料分

区分	単位	保育料
1歳児以上～	4時間まで一律	1,000円

※未就園児の世帯で保育が必要と認められる世帯は、認定申請書を提出し、一時的に子どもを預かります。

※4時間以降は1時間ごとに200円追加（8時間まで）

※満3歳未満児の非課税世帯は月額11,300円まで無償。

※満3歳以上児は4時間1,000円のうち160円と15時を超える保育は副食費1食60円を実費負担とし、保育料分月額11,300円まで無償とする。

③預かり保育料分

区分	単位	保育料
3歳児以上 (1号認定児)	1時間	200円

※教育標準時間認定で保育が必要と認められる世帯は、認定申請を提出し、13時30分から15時30分まで預り保育を行います。

※日額450円に利用日数を乗じた額と月額11,300円までの少ない額を無償とする。

※15時を超える保育は副食費1食60円を実費負担とする。